

【不動産公売当日に必要なもの】

1 個人で入札を希望される場合

(1) 本人が入札に参加する場合

- ① 認印
- ② 公売保証金（490,000円）
- ③ 本人確認証（運転免許証など）
- ④ 陳述書（不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置のため）
 - ・「宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者」は、都道府県又は国土交通省（各整備局）が発行する免許証等の写しを陳述書に添付してください。
 - ・「債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者」は、法務省が発行する許可証等の写しを陳述書に添付してください。

(2) 本人が入札に参加しない場合

- ① 委任状（任意の様式可 委任者の実印押印 委任者の住所氏名は住民票のとおりにご記入ください）
- ② 委任者の本人確認証（運転免許証など）のコピー
- ③ 委任者の実印の印鑑証明
- ④ 受任者の認印
- ⑤ 受任者の本人確認証（運転免許証など）
- ⑥ 公売保証金（490,000円）
- ⑦ 委任者の陳述書（不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置のため）
 - ・「宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者」は、都道府県又は国土交通省（各整備局）が発行する免許証等の写しを陳述書に添付してください。
 - ・「債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者」は、法務省が発行する許可証等の写しを陳述書に添付してください。

2 法人で入札を希望される場合

- ① 代表者印
- ② 印鑑証明
- ③ 登記事項証明
- ④ 入札会場に到場する社員の名刺及び本人確認証（運転免許証など）
- ⑤ 公売保証金（490,000円）
- ⑥ 陳述書（不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置のため）
 - ・「宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者」は、都道府県又は国土交通省（各整備局）が発行する免許証等の写しを陳述書に添付してください。
 - ・「債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者」は、法務省が発行する許可証等の写しを陳述書に添付してください。

※「陳述書」の様式は、市ホームページに掲載しています。税務課にてお渡しすることもできます。